

# 「酔っ払い防止法」の再評価とその限界

## ——ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントの概念がなかった時代に——

佐藤 ゆかり

### 要 旨

酔っ払い防止法（正しくは「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」）は、1961年5月19日、第38通常国会にて、市川房枝・紅露みつら衆参婦人議員懇談会のメンバーによる議員立法により成立した。超党派の婦人議員により成立した最初の議員立法だった。姉妹による酒乱の父殺し事件をきっかけとし、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントの概念がなかった時代、「法は家庭に入らず」が支配的だった時代に、酔っ払い男性の暴力から家族を守ろうと、警察官の家庭への立ち入りも条文として入れる画期的なものだった。また立法段階で協力した中野ツヤ東京都民生局婦人部長は、婦人保護の実態から駆け込み施設構想を立てた。予算7000万、30世帯、施設内で妻への職業教育と子への学校教育、夫への面会拒否など、こちらも先進的なもので、都の1960年度予算要求直前まで持ち込んでいた。

しかし、法は十分活用されることはなく、女性に対する暴力を防止するために婦人議員たちが連帯して作った法律だということもほとんど忘れ去られていった。その理由として、①成立過程で警察や各党派の思惑で内容が形骸化していったこと、②婦人議員たちの主眼が売春防止にあったこと、③DV・セクハラ以前にジェンダー概念もなく、女性全体の問題となりえなかったこと、④法案を作成する法制局や法を執行する警察が男性社会であったこと、⑤マスコミの多くが男性目線で、センセーショナルまたは揶揄的な取り上げ方をされたことなどが挙げられる。また都の駆け込み施設構想も、当時東京オリンピックに向けた予算最優先の方針から要求が却下され、陽の目を見ることはなかった。

本論文は、こうした当時の、女性に対する暴力と闘った女性たちの動きを掘り起こし、再評価をするものである。

**キーワード：**酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律、衆参婦人議員懇談会、市川房枝、議員立法、法は家庭に入らず、DV、中野ツヤ、シェルター

## 1. 問題の所在

### 1.1. 「酔っ払い防止法」とは

2001年、第151通常国会において「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV法」）が成立した。ドメスティック・バイオレンス（以

下「DV」）防止を目的としたこの法律は、参議院「共生社会に関する調査会」の女性議員を中心とする「女性に対する暴力に関するプロジェクト・チーム」が検討を重ねた議員立法として誕生した。今まで「夫婦喧嘩は犬も喰わぬ」などと法の枠外に置かれることの多かったDV被害者にとって、救済の第一歩となる画期的な法律だった。

しかし、そこから遡ること40年前の1961年、覚醒し始めた欧米の第二波フェミニズムも日本にはまだ届いていなかったこの時期、同じように女性に対する暴力に立ち向かい、婦人議員たち<sup>1)</sup>が超党派で作った法律を知る者は、今日ほとんどいない。「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」— DV法同様長い名前のこの法律を婦人議員たちは「酔っ払い防止法」と呼んだ<sup>2)</sup> (以下本文でも「酔っ払い防止法」と呼ぶ)。1958年発生した姉妹による酒乱の父殺し事件をきっかけに女たちが動き、「法は家庭に入らず」にも踏み込み、一つの法として結実した、いわばDV法の元祖ともいえる法なのである。

## 1. 2. これまでの研究

### (1) DV防止研究からのアプローチ

戒能民江は、DV問題は、欧米で1970年代以降「第二波フェミニズムによる問題の再発見と再定義」が行われ「ドメスティック・バイオレンスという概念を獲得」、「日本の女性たちが「女性に対する暴力」の問題を意識的に運動として展開したのは、1980年代以降」としている [戒能 2002:3-13]。また波田あい子は、日本の「夫からの暴力問題の本格的取り組みは『夫(恋人)からの暴力調査研究会』の92年の実態調査活動によって始まった」としている [波田・平川 1998:21]。さらにゆのまえ知子は、「シェルター開設運動や夫の暴力問題が、すでに1975年から1980年代初期に存在していた」とし、これを「第一次反DV運動」と位置付けている [ゆのまえ 2001:162, 173]。

欧米においては、戒能が「19世紀に進められたイギリスにおける夫の懲戒権をめぐる法改正」と「女性および子供に対する暴行の防止と処罰に関する法律」、並びに19世紀フェミニズムが取り上げた夫の暴力問題の限界を提示している [戒能 2002:10-12]。またジル＝ヘイグとエレン＝マロスは、イギリス1976年「DVおよび婚姻訴訟手続法」の評価を行い、それ以降のDV関連の法制化を紹介しているが [ヘイグ・マロス訳書 2009:153-158]、20世紀以降1960年代までDV関連の法改革はなされていないものと思われる。

日本のシェルター開設については、1985年ミカエラ寮(神奈川)、1986年女性の家HELP(東京)からとされているが、戒能は「1960年代以降、各都道府県婦人相談所の一時保護事業は、事実上の公営シェルター機能を果たしてきた」と述べている [戒能 2001:8]。また

欧米のシェルター運動も、1971年イギリスの「離婚困りごと相談所」からとされており [戒能 2002:13]、ヘイグとマロスは「1960年代後半から1970年代のはじめにかけての最近の女性運動の高まりにいたるまで、DVを受けた女性には誰も頼る人がいなかった」としている [ヘイグ・マロス訳書 2009:73]。よって、1950年代後半からの、女性に対する暴力に抗した女たちの動きに言及した研究は、未だないものと考えられる。

### (2) 議員立法研究からのアプローチ

岩本美砂子は、婦人参政権獲得後の日本における女性関連法案・フェミニズム法案を議員立法に絡めてリストアップしている [岩本 1997:28-29]。しかし1948～1997年の13事例の中に、酔っ払い防止法は挙がっていない。超党派の婦人議員による議員立法で初の成立事例にもかかわらず、である<sup>3)</sup>。おそらく、その法律名や現在の法の適用のされ方が女性関連法と認識されなかったからであろう。

かえって、一般的な議員立法の研究書で、法を類型化した際の「発議議員の倫理観・道義観に基づくもの」「社会的な事件を背景に成されるもの」の事例の多くに、この酔っ払い防止法が挙げられている。中でも小島和夫は、発案者紅露みつの聞き取りも入れるなどレポートを行っているが [小島 1979:153-157]、それとてこの法律制定過程の全体像を示すものとはなっていない。

### (3) 女性史研究からのアプローチ

酔っ払い防止法に関しては、児玉勝子が『覚書・戦後の市川房枝』の中で記述している [児玉 1985:154-155, 177-181]。しかし市川の伝記という性質上、資料は市川及びその周辺のものに限られている。また発表年代からも、DV防止の視点がほとんど取り入れられていない。一方、奈良女性史研究会は2000年から2年間にわたりDVをテーマに研究、その意味・意義として大林美亀は「(DVが)女性に対する人権侵害であると認識されるに至った歴史の変遷を押さえておきたい」としている [奈良女性史研究会 2000:5]。そして江戸時代の鎌倉・東慶寺日記を紹介しているが<sup>4)</sup> [前掲書:47]、全体的に今日的課題研究が主となり歴史的課題研究までには至っていない。また酒乱と女性への暴力に関する歴史研究には田中輝好 [田中 2005:378-384]があるが、ジェンダー視点を持ったDV、セクシュアル・ハラスメント(以下「セクハラ」)の研究には充分なりえていない。

(1)(2)(3)のことから、酔っ払い防止法を掘り起こし再評価することは、歴史学のみならず、法学・政治学など様々な分野のジェンダー研究、また女性に対する暴力と闘う者への大きな一助になると考える。

## 2. 酔っ払い防止法の成立・評価・執行

### 2.1. 法の成立

#### (1) 酒乱の父殺し事件

1958年6月15日、東京都の「バタ屋部落」<sup>5)</sup>で、姉(16)と妹(13)が父を絞殺するという事件が発生した。父は酒乱で働かず、母が「日雇い人夫」<sup>5)</sup>、姉妹も働き生計を立てていたが、ほとんどが飲み代に消えていた。父は飲んで母に暴力を振っていた。新聞記事に見るだけでも「夫の乱暴がひどくてこのままでは殺されてしまう」[毎日新聞 1958.6.16]、「酔っては家族になぐるけるの乱暴をしてFさん<sup>6)</sup>などはなま傷が絶えなかった」[日本経済新聞 1958.6.16]、「お前なんか死んだ方がいい。ただ死ぬ前に生活保護の手続きだけはすませろといわれた」[朝日新聞夕 1958.6.18]など、継続的に、身体的・精神的・経済的暴力を振られていたことがわかる。母は事件前日、死ぬつもりで睡眠薬を持ち一人で家を出た。しかし父はまた酒をあおり、姉妹は、こんな父さえいなければ幸せになると、寝込んだ父を絞め殺し自首した。姉は尊属殺人の疑いで逮捕、妹も警察に保護された。姉は家裁に送致されたが、殺人(しかも尊属殺人)としては異例の保護処分<sup>7)</sup>の裁定がなされた。

新聞各紙は連日のように事件を報道、ラジオや映画も製作された。地域や各地で減刑嘆願運動が起こり、見舞金も多く寄せられた。6月23日、日本禁酒同盟常任理事小塩完次は「アル中強制収容所を作れ」と毎日新聞投書欄に意見を表明。また7月5日、大学婦人協会・日本婦人平和協会(以下「平和協会」)・日本看護協会・日本基督教婦人矯風会(以下「矯風会」)・全国地域婦人団体連絡協議会(以下「地婦連」)・日本婦人有権者同盟(以下「婦人有権者同盟」)の6団体は、岸首相宛に「公約実行に関する要望書」を提出した際、「家庭悲劇、社会悪等の根源であるアルコール問題に速やかな法的措置を要望」を特に付記した[婦人界展望 1958.8:2]。11日、参議院社会労働委員会も事件を取り上げ、参考人13名から意見聴取、現状改善の決議を

行った[朝日新聞夕 1958.7.11]。さらに8月27~30日の婦人民生委員全国協議会では、事件発生時「なぜ事前に民生委員が食い止められなかったのか」の声を受け、会全体を通して、酒乱・アル中の実情と対策が取り上げられた[朝日新聞夕 1958.8.31]。

#### (2) 衆参婦人議員懇談会

婦人議員が国会進出を果たした直後から「婦人議員クラブ」「衆参婦人議員団」と、婦人議員たちは超党派で牛乳問題・売春禁止問題などに取り組んできたが、組織的にはそのいずれもが党に拘束され、途中で分裂・活動停止の憂き目に遭っていた(表1参照)。2つの集団の実質的な中心人物であった市川<sup>7)</sup>は「(前年末の「社会党婦人議員団」結成を受け)従来の全議員の義務的な組織は、はっきりと解消しよう」と、参議院婦人議員による当選衆議院婦人議員の祝賀会に臨んだ。しかしその開催は1958年6月17日夜、父殺し事件直後だった。出席の自・社婦人議員から「婦人や子供に関係のある超党派の問題に努力しよう」と意見が出、7月2日「衆参婦人議員懇談会」(以下「懇談会」)として再スタートをすることになった[市川 1958:11]。

懇談会は当面の課題に「売春防止法改正の研究」「深夜喫茶禁止の立法研究」とともに「家族及び公衆に迷惑を及ぼすよいどれ・アル中等に対する立法の研究」を掲げ、活動開始。第2回には早くも、矯風会・地婦連・平和協会・婦人有権者同盟の婦人団体からアルコール問題について陳情がなされ、頻繁な会合と研究が進められていった(表2参照)。

懇談会に参加した婦人議員たちも女性に対する暴力と決して無縁ではなかった。山口シヅエは国会にも「セクハラが横行して」いたと後に語っている[熊坂 1997]。1948年には泉山三六蔵相が国会内で泥酔し山下春江議員に「ろうぜき」<sup>8)</sup>、一大スキャンダルとなった[信濃毎日新聞 1948.12.15, 23]。婦人議員連はすぐさま「議場内肅正に関する決議案」を提出。本会議で趣旨弁明演説を行った戸叶里子は「いろいろ理屈を言われて、結果的には通ったものの、こんな道義的なものでも1つの決議案を上程成立させるのは難しいものだった」と後述している[戸叶 1971:64]。また市川の父は酒こそ飲まなかったが、「(母は)暴君であった父からげんこつで、いや、ときには薪ぎっぽでなぐられながら、じっと我慢していた」というのは有名な話である[市川 1974:2]。赤松常子は、戦前から被差別部落の子どもたちの救済活動、婦人労働運動に

表1 「酔っ払い防止法」の経過（婦人議員と関連事項）

年月日	事 項
1946. 4. 25	婦人議員クラブ結成。8.22婦人議員クラブから社会党議員8名脱退。
1948. 12. 13	泉山三六蔵相、国会内で泥酔し山下春江議員に「ろうぜき」。12.18婦人議員連、「議場内肅正に関する決議案」提出。
1953. 11. 08	衆参婦人議員団結成。1955.7.21売春等処罰法案をめぐる分裂をきっかけに衆参婦人議員団活動停止。
1958. 3. 一	矯風会、悪質泥酔者の犯罪に対する処置に関する請願。参院では市川房枝を紹介者として提出。
1958. 6. 15	東京の「バタ屋」地区で酒乱の父を未成年の姉妹が絞殺。母は夫の乱暴に生傷が絶えず「このままでは殺されてしまう」と家出。
1958. 6. 23	日本禁酒同盟常任理事小塩完次、父殺し事件を受け毎日新聞投書欄に「アル中強制収容所を作れ」と訴え。
1958. 7. 2	第1回衆参婦人議員懇談会
1958. 7. 5	6婦人団体、公約実行に関する要望書を岸首相に提出。家庭悲劇、社会悪等の根源であるアルコール問題に速やかな法的措置を要望。
1958. 7. 5	ニッポン放送『どん底』、父殺し事件のその後をセミ・ドキュメンタリー・ドラマに。8月、松竹、父殺し事件モデルの映画『真昼の惨劇』封切。
1958. 7. 11	参議院社会労働委員会、姉妹の父殺し事件について参考人聴取、現状改善の決議を行う。
1958. 7. 17	第2回衆参婦人議員懇談会
1958. 7. 17	矯風会・地婦連・平和協会・婦人有権者同盟、婦人議員懇談会にアルコール問題について陳情。
1958. 7. 21	婦人団体国会活動連絡委員会加盟6団体と日本基督教女子青年会、愛知法相にアルコール対策に関する要望書提出。
1958. 8. 1～9.30	第3～8回衆参婦人議員懇談会
1958. 9. 30	東京高検、「酒ゆえの罪」厳罰化。強硬方針を決定。
1958. 11. 8	法務省人権擁護局、警官の人権侵害激増の統計を発表。
1958. 11. 22	警職法改正案審議未了で流れる。
1958. 12. 16	第9回衆参婦人議員懇談会
1958. 12. 18	都地婦連中央委、酔っ払い追放の徹底申し合わせ。法律の改正を進めることを要望。
1959. 7. 4	東京都民生局婦人部新設。初代部長に中野ツヤ。全国初の女性の部長。
1959. 10. 一	都婦人部、駆け込み施設計画。（翌年1月、同施設新設を断念。民間施設転用、民間委託で2か所4月から。）
1960. 1. 一	東京で婦人警官1年生が10年ぶりに誕生。51人。
1960. 2. 10～4.13	第12～18回衆参婦人議員懇談会
1960. 4. 14	朝日・日経に婦人議員「酔っ払い規制法案」近く提出の記事。18日週刊文春「婦人議員の“トラ退治”法案」の記事。（以降各紙誌で記事相次ぐ。）
1960. 4. 26・5.19	第19・20回衆参婦人議員懇談会
1960. 5. 19	安保条約をめぐる国会混乱。警官導入。強行採決。
1960. 5. 30	第21回衆参婦人議員懇談会（世話人会）
1961. 2. 9～3.22	第22～28回衆参婦人議員懇談会
1961. 4. 11	法案提出者打ち合わせ会。
1961. 4. 12	法案を参議院に提出。
1961. 4. 18	地方行政委員会で審議開始。紅露みつ、提案理由の説明。社会党内まとまらず質疑応答は後日に延期。
1961. 4. 26	社会党議員総会でなおも異議。市川房枝『婦人界展望』の「ある日、ある時」で苦難の1日を描写。各議員をイニシャル表記。
1961. 4. 27	参議院地方行政委員会で4時間に及ぶ審議。一部修正附帯決議を付けて可決。
1961. 4. 28	参議院本会議で可決。
1961. 5. 17	自民党・民社党、「政治的暴力行為防止法案」を38国会に提出。社会党を中心に反対運動。6.7断念。
1961. 5. 18	衆議院地方行政委員会で審議。
1961. 5. 19	附帯決議付きで委員会を通過。同日衆議院本会議で可決成立。
1961. 5. 27	市川房枝、参議院予算委員会でよっぱらい取締りについて蔵相・厚相に質問。
1961. 6. 1	法、公布。
1961. 6. 5	矯風会、法律通過を祝い、参議院議員会館で婦人議員との懇談をかねた招待会を開催。
1961. 6. 7	婦人議員、売春防止法改正案を提出。（発議者：赤松常子・奥むめお・市川房枝）
1961. 6. 8	衆参婦人議員懇談会、新生活運動協会・関係各省と懇談。関係大臣に要望書提出。
1961. 6. 8	警察庁次長名で、各都道府県公安委員長・管区警察局長に対し、法施行について通達。
1961. 6. 13	東京で酒乱で妻に乱暴する米軍属の男が、妻子に殴殺される事件。長男長女はともに未成年。
1961. 7. 1	法、施行。
1961. 8. 22	警察庁、施行1か月の成果まとめ。家庭への立ち入り221件。（うち家族の連絡193件。）
1961. 8. 31	第32回衆参婦人議員懇談会
1961. 10. 20	酩酊者規制法施行を記念し、矯風会館で5団体主催の講演会開催。
1962. 7. 19	警察庁、1年間の法の運用状況をまとめた「酔っ払い白書」を国家公安委員会に報告。
1963. 10. 15	国立久里浜病院にアルコール中毒病棟開棟。開棟式に、市川房枝・藤原道子、久布白落実・沢野くに・小畑ため・桑野千代が出席。
1963. 10. 21	衆参婦人議員懇談会は、関係団体に呼びかけ、久里浜病院アルコール中毒病棟の運営について協議。
1966. 5. 11	「酩酊者規制法」制定5周年記念の集い。
1966. 5. 24	売春防止法10周年記念大会。
1971. 7. 1	「酔っ払い防止法」施行10周年記念集会。

（『婦人界展望』『婦人有権者』『婦人新報』『私の国会報告』『戸叶里子』『東京都の婦人保護』『日本キリスト教婦人矯風会百年史』『朝日新聞』『毎日新聞』『日本経済新聞』『伊勢新聞』『信濃毎日新聞』『婦人民主新聞』『国会会議録検索システム』から筆者作成）

注）衆参婦人議員懇談会の詳細については表2を参照。

表2 「酔っ払い防止法」までの衆参婦人議員懇談会の経過(1)

回	年月日	参加者	内容
第1回	1958. 7. 2	婦人議員23名。(高田なほ子・山下春江は申込なし。阿部キミ子は不参加表明。)	結成。世話人紅露みつ・戸叶里子・市川房枝決定。検討問題に「家族及び公衆に迷惑を及ぼすよどれ、アル中等に対する立法の研究」を掲げる。
第2回	1958. 7. 17	婦人議員12名〔菊川君子・河野孝子・堤ツルヨ・松尾トシ子・本島百合子・山口シヅエ・戸叶里子・加藤シヅエ・長谷部ひろ・紅露みつ・市川房枝。赤松常子(代)〕。法務省刑事局長高橋参事官。警察庁防犯部片淵少年課長。	①酔っ払いの取締法や外国の法律について、②深夜喫茶の実態と取締り実態について、説明を聞く。婦人矯風会など婦人団体国会活動連絡委員会加盟の婦人団体から、酔っ払い対策を速やかに立てるよう要望あり、深夜喫茶及び酔っ払い問題について特別立法研究を申し合わせ。
第3回	1958. 8. 1	婦人議員11名〔赤松・市川・伊藤よし子・神近市子・加藤・高良とみ・紅露・戸叶・長谷部・本島。菊川(代)〕。厚生省社会局中村生活課長。参議院法制局長谷川課長・田中課員。	売春防止法完全実施後の更生について説明を聞く。深夜喫茶等の法的規制について説明を聞き、協議。(終了後、新宿の深夜喫茶を視察。)
第4回	1958. 8. 11	婦人議員11名〔伊藤・堤・戸叶・本島・加藤・高良・紅露・長谷部。菊川・赤松(代)〕。長谷川喜博。	長谷川の深夜喫茶取締立法3試案を検討。
第5回	1958. 9. 1	婦人議員10名〔伊藤・菊川・河野・戸叶・本島・赤松・市川・加藤・紅露。長谷部(代)〕。愛知法相。竹内刑事局長。原警察庁保安局長。	深夜喫茶取締立法に対する政府当局の考えを聞く。
第6回	1958. 9. 11	婦人議員7名〔長谷部・本島・伊藤・紅露・戸叶・市川。藤原道子(代)〕。田崎敏子東京都青少年問題協議会委員。	東京都青少年問題協議会が深夜喫茶問題に関して関係当局に陳情した内容について説明を聞く。
第7回	1958. 9. 24・26	婦人議員8名〔本島・菊川・堤・長谷部・西岡ハル・戸叶・紅露・市川〕。原保安局長。婦人団体国会活動連絡委員。	原局長より深夜喫茶取締に関する政府案の概要を聞く。
第8回	1958. 9. 30	婦人議員8名〔西岡・赤松・長谷部・堤・戸叶・本島・紅露・市川〕。原保安局長。	原局長より政府案(「風俗営業等取締法」)の説明聴取。政府案支持を申し合わせ。
第9回	1958. 12. 16	婦人議員10名〔河野・伊藤・山口・神近・本島・戸叶・西岡・紅露・加藤・市川〕。服部東京新聞記者。	服部記者より酔いどれの実態について意見聴取。立法を参議院法制局に依頼し、議員提出を決定。
第12回	1960. 2. 10	婦人議員17名〔伊藤・菊川・戸叶・中山マサ・松尾・本島・山口・赤松・市川・奥むめお・加藤・柏原ヤス・紅露・千葉千代世・藤原・山本杉。神近(代)〕。参議院法制局安達正課長。東京都民生局中野ツヤ。	①酔いどれ問題の立法化について、②酔いどれ家族の保護の問題について話し合い。酔いどれ法案の作成を法制局に依頼。
第13回	1960. 2. 26	婦人議員8名〔戸叶・本島・山口・赤松・奥・紅露・山本。市川(代)〕。	「酩酊者の犯罪に関する刑事特別法案要綱」を逐条審議。
第14回	1960. 3. 7	婦人議員12名〔本島・山口・赤松・市川・加藤・紅露・近藤鶴代・山本・横山フク。神近・戸叶・奥(代)〕。警察庁町田充防犯課長。法務省刑事局河井信太郎刑事課長。	①日本の酔いどれの現況について、②諸外国の酔いどれ規制の実状について、話を聞く。
第15回	1960. 3. 15	婦人議員7名〔本島・赤松・市川・加藤・紅露・山本。戸叶(代)〕。千葉県総務病院院長青木義治。	アルコール中毒患者についての諸問題を聞く。「酩酊者の規制に関する特別法案要綱」審議、法案作成を法制局に依頼。
第16回	1960. 3. 24	婦人議員8名〔菊川・本島・赤松・市川・奥・紅露・最上英子。戸叶(代)〕。売春対策国民協議会会長久白落実。婦人相談所の会会長西村好江。参議院法制局安達課長。	①売春防止法の改正案について。②酩酊者保護取締法案について。
第17回	1960. 4. 5	婦人議員7名〔山口・紅露・近藤・山本・赤松・高田・市川〕。警察庁町田防犯課長。参議院法制局長谷川・安達課長。	法案中の警察の介入による家庭に及ぼす問題を中心に協議。
第18回	1960. 4. 13	婦人議員8名〔神近・紅露・山本・奥・市川。本島・近藤・赤松(代)〕。参議院法制局長谷川・安達課長。	法案の骨子を決定。法文の整理を法制局に依頼。
第19回	1960. 4. 26	婦人議員14名〔神近・山口・戸叶・本島・紅露・近藤・山本・横山・藤原・加藤・赤松・市川・柏原。菊川(代)〕。参議院法制局長谷川・安達課長。	法案の名称を「酔っ払いによる危害等の防止に関する法律案」とする。警察庁から一部罰金刑の申し入れあり。(会終了後、麻布烏居坂の警視庁泥酔者保護所を視察。)
第20回	1960. 5. 19	婦人議員9名〔山口・本島・紅露・近藤・赤松・市川。奥・柏原・山本(代)〕。参議院法制局長谷川・安達課長。	法案について協議。提案について話し合い。(社会・民社・無所属・同志会賛成、自民は結論に達せずと報告。)
第21回	1960. 5. 30	世話人	(自民党の政審で結論に達せず、安保による国会の混乱を受け)緊急世話人会。34国会への提出見送りを決定。
第22回	1961. 2. 9	婦人議員10名〔戸叶・中山・松山千恵子・本島・赤松・紅露・高田・千葉・藤原・市川〕。	「酔っ払い取締り法案」「売春防止法の一部改正案」両案の38国会提出協議。酒乱者に対して家族等の通報で警察を家庭に介入させる点は法案に不可欠であることを懇談会として確認。
第23回	1961. 2. 14	婦人議員10名〔小林ちづ・戸叶・山口・松山・本島・奥・紅露・高田・藤原・市川〕。警察庁網井防犯課長。参議院法制局長谷川課長。	警察庁案「飲酒により公衆に迷惑を及ぼす行為の防止等に関する法律案要綱」(アルコール中毒者の診療治療の条項・家庭内での酒乱に対する方策の条項が削除)の説明。法制局に再度の立案依頼。
第24回	1961. 2. 21	婦人議員11名〔浅沼亨子・小林・戸叶・松山・本島・赤松・加藤・藤原・市川。紅露・近藤(代)〕。警察庁網井防犯課長。参議院法制局長谷川課長。	法制局の立案を協議。案を各派に持ち帰る。
第25回	1961. 3. 1	婦人議員12名〔浅沼・小林・山口・松山・赤松・奥・柏原・紅露・山本・市川。近藤・加藤(代)〕。参議院法制局。警察庁防犯課。厚生省保健所課長。	厚生省初参加。診療・治療で、婦人議員と厚生省の意見に相違。法文中の、酔っ払いの程度、警察官の保護できる範囲、立ち入りの程度等に問題を残し、決定見合わせ。
第26回	1961. 3. 10	婦人議員9名〔戸叶・山口・赤松・加藤・柏原・紅露・山本・市川。最上(代)〕。参議院法制局。警察庁防犯課。厚生省公衆衛生局精神衛生課・保健課。	「酔っ払い取締り法案」に対する厚生省の意見を詳しく聴取。意見交換。
第27回	1961. 3. 17	婦人議員8名〔本島・柏原・紅露・山本・市川。戸叶・松山・近藤(代)〕。参議院法制局。警察庁防犯課。	法制局より修正した法案の説明後、逐条審議。法案の名称を「酔っ払い」か「酩酊者」とするか話し合う。
第28回	1961. 3. 22	婦人議員8名〔戸叶・山口・本島・紅露・柏原・市川。最上・加藤(代)〕。参議院法制局長谷川課長。警察庁網井防犯課長。	前回案を再審議。第3条第1項(保護規定)を修正。未だ幾つかの問題点を残すも、懇談会の結論を出す。(以後各党に持ち帰り了承を得ることに。)

表2 「酔っ払い防止法」までの衆参婦人議員懇談会の経過(2)

回	年月日	参加者	内容
第32回	1961. 8. 31	婦人議員12名〔松山・戸叶・山口・本島・山本・藤原・赤松・奥・市川・紅露・近藤・加藤(代)〕。新生活運動協会近藤広報部長。鉄道公安本部岡本。厚生省公衆衛生局大波多・牧野、同医務局山内・滝沢。警察庁保安局三角外勤課長。参議院法制局長谷川課長。	警察庁、施行1か月間の運用状況報告。国鉄公安局、7月期のよっぱらい処理事件の報告。アル中患者の治療施設に62年度予算3500万円という厚生省提示に、婦人議員側1億を要望。

(『婦人界展望』から筆者作成)

注) 1. (代)は代理を表し、婦人議員の人数に含める。 2. 第4回は『婦人界展望』に氏名の記載はないが、人数から市川房枝を含むものと思われる。  
3. 第10・11回、第29～31回は不明。

携わり、かつ禁酒運動にも熱心で当時東京禁酒会の顧問を務めるなど〔赤松常子編集委員会 1977:56, 102-121〕〔小塩 1970:10〕、事件の姉妹に心痛めたことが想像される。このように女性に対する暴力に敏感な眼を持つ婦人議員たちによって、法制化への検討は進められていった。

### (3) 中野ツヤと婦人駆け込み施設構想

1960年2月10日第12回懇談会に東京都民生局婦人部長中野ツヤが講師として招かれ、①酔いどれ問題の立法化について、②酔いどれ家族の保護の問題等について、話し合った〔婦人界展望 1960.4:4〕。前年7月4日、都は民生局児童婦人部から新たに婦人部を独立させ、初代婦人部長に抜擢されたのが中野である。全国の自治体で初の女性の部長だった〔毎日新聞 1959.7.5〕。

就任後、中野はまず売春・婦人保護問題に眼を向け、その中で、売春以外で保護を求める女性の実態に愕然とする。『更生への指標』には1957年から相談開始の「夫の暴力に泣くケース」が紹介されている〔東京都民生局婦人部 1961:32-36〕。また婦人相談中「売春歴なしの割合」が1961年で婦人相談所50.3%、1962年で婦人相談所55.4%・婦人保護施設57.8%とのデータもある〔林千代 2008:49〕。中野は23区の福祉事務所を通じ「問題のある家庭」を調査。酒乱の夫・精神異常者・性格破綻者などのいる家庭が640世帯、うち123世帯は夫と家族を分離する必要ありとの結果を得た〔毎日新聞 1959.10.21〕。また都内36地区で開催した婦人懇談会の要望事項のまとめにも、酒乱その他悪質の夫からの妻子の保護が挙がっている〔東京都 1960:291〕。中野は「家庭裁判所へ持ち込んでも離婚できるまでの毎日が危険です。子供がある場合、母子寮へ入れたくても有夫の者は入れないし、母と子を別々に施設に入れることはとてもうまく行きません。それで夫の手の届かぬ所で、母子ともに安全に暮らしてゆける施設をつくることを計画しています。」と語っている〔婦人民

主新聞 1960.1.24〕<sup>9)</sup>。

計画は10月、「現代版縁切り寺」「妻子の駆け込み施設」「夫の暴力からまもる」など新聞各紙を飾った。予算7000万円、建坪1500㎡、鉄筋コンクリート2階建、30世帯収容、妻への職業教育施設や子への学校教育施設完備、妻の同意がなければ夫への面会拒否など〔朝日・毎日・日本経済新聞 1959.10.24〕、先進的で、中野は次年度予算要求に盛り込むべく関係方面に働きかけた。23日には法務省・厚生省・東京家裁などの関係者を招き「問題家庭の妻子の保護対策について」懇談を行った。席上、どうしても必要と賛成意見も出たが、中には酒乱や麻薬常習者の夫も強制収容して更生させるべきという意見もあった〔日本経済新聞 1959.10.24〕。しかしこれが「トラを野に放って妻子をオリに入れるのはおかしい。トラをオリに入れるべきだ」となり〔婦人界展望 1960.6:5〕、年明け早々予算要求は却下<sup>10)</sup>〔毎日新聞 1960.1.5〕。この裏には1964年の東京五輪開催に向けて、その他予算が削減されていった事情も考えられる。事実、「昭和30年度から39年度の10年間について、都の財政支出の変化を目的別に見てみると、土木費の伸びが最も顕著である。(中略)反対に、民生費が歳出総額に占める割合は相対的に減少した」との記述もある〔東京都 1994:420〕。中野が第12回懇談会に招かれた時、それは中野にとって駆け込み施設構想が頓挫し、法制化も含め女性に対する暴力防止の新たな方策を模索している時期だった。

### (4) 第34通常国会(1960年)に向けて

懇談会は第3回から深夜喫茶問題に集中し、酔っ払い問題に取り掛かったのは第9回から、本格的には1960年からだった。婦人議員たちの一貫した柱は、①家族に乱暴する者の一時保護、②アル中患者の治療、であった。特に①に関しては、深夜喫茶取締法案作成時から法制化作業に関わった参議院法制局第二部課長長谷川喜博でさえも「いささかたじろぎを感じた(中略)

この構想は、一転すれば警察官への家庭への立入（介入）を容易にするというきわめて大きな危険を見逃せなかったからである」と述べている [長谷川 1961a:70-71]。法律の専門家にとって「法は家庭に入らず」「民事不介入」は常識であった。さらに1958年10月には警察官職務執行法（以下「警職法」）改正をめぐって反対運動が起こり、婦人団体の多くが参加していた経緯もあった。が、結局、長谷川は婦人議員たちの意を汲み、1960年4月26日、警察官の立ち入りを詳細に盛り込んだ「酔っぱらいによる危害等の防止に関する法律案」が形となった [婦人界展望 1960.5:12] [同 1960.6:4-5] (表3参照)。

ところがこの頃、法案が新聞・週刊誌などで一齐に取り上げられる。特に週刊誌では「来たれ女の復讐」 [週刊新潮 1960:28] 「不粋な法案」 [週刊アサヒ芸能 1960:20] などセンセーショナルなタイトルで、警官の介入に対する反論を、揶揄的な論調で報じた。これは男性議員たちも同様だった。「妻たる者が自分の夫

を警官に引き渡すのはもってのほか」 [婦人界展望 1960.6:4]、「離婚を増やす」「妻が申告するだろうか」「家庭争議のもと」 [週刊新潮 1960:29] など。特に自民党が問題視。これに対し市川は「暴力排除という名目をかかげ国会に警官隊を入れる自民党が、家庭への警官の立ち入りは好ましくないものいいをつけるのは、やはり家父長の権力を肯定した封建的な感覚によるものと、思わざるを得ない」と批判 [婦人界展望 1960.6:5]。中野も「夫の権利は妻や子どもの権利に優先するものではない。酒乱の夫により、妻や子の個人の人権が尊重されないのはそれこそ憲法違反ではないか」と述べた [前掲書:5]。

反論は警察側からもあり、4月26日第19回懇談会で警察庁から3項目の修正意見の申し入れがあった。罰則が軽すぎるとして一部罰金刑の追加が第一に掲げられ、新聞も「厳罰主義を強調」と報じ、婦人議員たちの法案の手ぬるさを指摘する建前にはなっていたが、最終項目には「警察は公共の利害に関係がなければ関

表3 家族に乱暴する者の一時保護に関する法案中の条文の変遷

年月日	「法案名」(作成者)	家族に乱暴する者の一時保護に関する法案中の条文
1960. 3. 15	「よっぱらいの規制に関する特別法案要綱」(衆参婦人議員懇談会)	2. 酩酊して家族に乱暴を加えることがしばしばある者については、家族又は民生委員の申告によって保護室に収容し、24時間保護すること。
1960. 4. 26	「酔っぱらいによる危害等の防止に関する法律案」(衆参婦人議員懇談会・参議院法制局)	第5条 警察官は、酒に酔うとその同居の親族等に暴行をし、又はこれを虐待する習癖のある者（以下「異常酩酊者」という）が、現にその者の住居内で酒に酔って同居の親族等の生命又は身体に危害を加える言動をしてその親族等を恐れさせている場合において、その者の配偶者その他の同居の親族からその危害を予防するために当該住居内に立ち入ることを求められたときは、その危害を予防するために合理的に必要と判断される限度において、当該住居内に立ち入ることができる。 2 前項の立入りをした場合において、警察官は、当該異常酩酊者の言動等から判断して同居の親族等の生命又は身体に対する危害が切迫したと明らかに認められるときは、その言動を制止することができる。警察官は、その言動を制止した場合において、なおその言動が引き続きことが明らかで、応急の救護を要すると認められ、かつ、責任ある配偶者その他の同居の親族の承諾があったときは、とりあえず当該異常酩酊者を前条第1項に規定する適当な場所に保護することができる。 3 前項後段の規定による保護は、24時間をこえない範囲内でその酔いをさますために必要な限度でなければならない。
1961. 2. 14	「飲酒により公衆に迷惑を及ぼす行為の防止等に関する法律案要綱」(警察庁保安局)	(該当する条項なし)
1961. 3. 22	「酔っぱらいによる危害等の防止に関する法律案」(衆参婦人議員懇談会) 最終案	第6条 警察官は、よっぱらいがその者の住居内で同居の親族等に暴行をしようとする等当該親族等の生命、身体又は財産に危害を加えようとしている旨の親族等からの通報を受けた場合において、当該通報その他から判断して必要があると認めるときは、警察官職務執行法第6条第1項の規定に基づき、当該住居内に立ち入ることができる。 第10条 この法律の適用にあたっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。
1961. 4. 12	「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案」(衆参婦人議員懇談会・法案提出者打ち合わせ会)	第6条 警察官は、酩酊者がその者の住居内で同居の親族等に暴行をしようとする等当該親族等の生命、身体又は財産に危害を加えようとしている場合において、諸般の状況から判断して必要があると認めるときは、警察官職務執行法第6条第1項の規定に基づき、当該住居内に立ち入ることができる。 第10条 この法律の適用にあたっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。
1961. 4. 28	附帯決議 (参議院)	1. 酩酊者に対する救護のための応急措置としては、通常必要と認められる限度で客観的な諸要件をも考慮して、慎重なる配慮のもとに行われるべきで、いやしくも人権の侵害または注意を逸脱して濫用をわたることのないよう特に留意すること。
1961. 5. 19	附帯決議 (衆議院)	政府は本法の施行に当って、法の濫用、人権の侵害にわたらないよう慎重に期するとともに、その実効をあげるよう努め、(以下略)。

(『婦人界展望』『法律時報』『法律のひろば』『酔っぱらい規制法』『朝日新聞』から筆者作成。)

注) 両議院の地方行政委員会及び本会議において、第6条・第10条の修正は行われなかった。

係すべきでないという原則になっているため、家族の届出があっても、警官が家庭内の問題に介入するのは好ましくない」と記されていた[毎日新聞夕 1960.4.24]。これに対し長谷川は後に「警察公共の原則（私生活不干渉の原則）」という大義名分論のほかに、警察が「犬も喰わない」夫婦喧嘩の仲裁にしょっちゅうかり出されるのはかなわないといった気持ちがその反対論のうらにはあったようである。」と書いている[長谷川 1961b:37]。

婦人議員たちは、家族に乱暴する酒乱者の保護をはずせば、法は骨抜き同然と考え、第34国会終了日5月26日を睨みながら、法案提出に向けて動いていった。法案を各党に持ち帰り、それぞれに政策審議会で検討が行われた。第20回懇談会はいつもどおり参議院会館で開催された。社会党・民社党・無所属・同志会は法案賛成だが、自民党は政策審議会でまだ結論に達せずとの報告。懇談会はやむを得ず自民抜きで法案提出を決定した。しかしその日は奇しくも5月19日。夜、安保条約をめぐる国会は混乱。社会党の座り込みに対し警官隊が導入され、自民党の強行採決実施。法案提出は不可能となった。国会内外の紛糾の中、5月30日緊急世話人会。第34国会への法案提出見送りが決定された[婦人界展望 1960.6:4-5]。

### (5) 第38通常国会(1961年)での成立

安保騒動、総選挙を経て、懇談会が再開されたのは1961年2月9日だった。冒頭、酔っ払い防止法案を売春防止法一部改正案とともに第38国会に提出することが目的に掲げられ「酒乱者に対して家族等の通報で警察を家庭に介入させる点は法案に不可欠であること」を懇談会として確認した[婦人界展望 1961.4:8]。しかし、直後、警察庁から「飲酒により公衆に迷惑を及ぼす行為の防止等に関する法律案要綱」が提示される。そこには家庭内での酒乱に対する方策はおろか、アルコール中毒者の診療治療に関する条項さえも削除されていた[朝日新聞 1961.2.15]。

婦人議員たちは懇談会終了毎、案を各党・各派に持ち帰り検討を重ねていたが、今度は特に社会党からの難色が強く示された。安保騒動を受け、政府は同国会に「政治的暴力行為防止法」(以下「政暴法」)の法案提出を目論んでいた。社会党は、警察権力の拡大、警察の民事への介入に反対。その延長線上にある酔っ払い防止法案の「警察の家庭への介入」を嫌ったと思われる<sup>11)</sup>。他党からも問題点がいくつかが指摘され、その都度法案は修正された。例えば、酔っ払いの保護は周

りの人間のためでなく「本人のため」行う(第3条)、警官の住居内への立ち入りは警職法の規定に基づく(第6条)、国民の権利を不当に侵害しない<sup>12)</sup>(第10条)など、法案を通すため婦人議員たちは譲歩に譲歩を重ねた。そして3月22日、懇談会としての一応の最終案「酔っぱらいによる危害等の防止に関する法律案」を出すに至った[婦人界展望 1961.4:8]。ところがその後も修正は続き、名称も「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案」と変更、「酔っぱらい」も「酩酊者」と用語変更、第6条からはさらに「親族等の通報」が削除された[外勤警察研究会 1961:18-20]。

4月12日ようやく法案は参議院に提出され、18日参議院地方行政委員会で審議開始。紅露みつが提案理由を説明した。その中で、警官の住居内への立ち入りは「念のため規定」「警職法第6条第1項に規定する要件を緩和する趣旨のものではない」「一般に周知させ」「心理的に強制するといった効果も考えられる」など大きく後退したものになっていた[日本キリスト教婦人矯風会 1986:923-924]。そしてこの時になっても社会党内では意見がまとまらず、質疑応答は後日に延期され、27日審議再開。警察官による人権侵害の懸念、警職法・軽犯罪法等で足り新法不要など社会党議員からの執拗な質問に、紅露はじめ駆けつけた懇談会メンバーも必死の答弁。4時間に及ぶ審議の末、一部修正、附帯決議を付けて可決[国立国会図書館:38-参-地方行政委員会15・19号]。翌28日、本会議で可決、衆議院へ送付された。5月18日衆議院地方行政委員会で審議。今度は自民党議員から、表題を「公衆並びに家族」としなかったのは何故かなど質問が出され、翌19日も引き続き審議後、附帯決議付きで委員会を通過[前掲:38-衆-地方行政委員会31・32号]。同日午後衆議院本会議で可決。婦人議員たちの悲願であった酔っ払い防止法はこうして成立。6月1日公布、7月1日施行となった。

## 2.2. 法の評価と執行

### (1) 新聞に見る法の評価

法成立直後も各新聞はこれを大きく取り上げたが、その視点は大きく2つに分かれた。一方は酒飲み側・男性側のもので、朝日新聞は「酒はしづかに……」の記事を7回にわたって連載、その第1回では婦人議員たちの譲歩を「千鳥足法案」と評した[朝日新聞 1961.5.20]。



また戒能通孝は「女性特有の感情的なセンスから生まれたもので、ザル法になることは明らかだ」とコメントした〔日本経済新聞 1961.5.20〕。もう一方は酒乱の悲劇をなくす・女性側の視点に立ったもので、毎日新聞・伊勢新聞は立役者市川のインタビュー記事も大きく掲載している〔毎日新聞 1961.5.20〕〔伊勢新聞 1961.5.1〕。その後、法施行直後・年末・1年後と新聞は法を追いかけたが、各紙次第にその扱いは小さくなっていった。その中で伊勢新聞は、しつこく法の運用状況を追いかける。1年後の7月警察庁が国家公安委員会に報告した「酔っぱらい白書」について、第6条を記事として取り上げたのは、調査中同紙だけだった<sup>13)</sup>〔伊勢新聞 1962.7.20〕。

## (2) 警察の運用状況

法の公布を受け、警察庁は法律の施行についての通達文書を出した。それによると「大きな意義を有するもの」としながらも第6条については「注意的に設けられた規定」の表現にとどめ、運用上の留意点の第一に「人権の尊重」を掲げている〔警察庁乙保発第10号 1961:2-7〕。また警察庁保安局外勤警察研究会小堀旭、同長官官房企画審査官穴戸基男らは、複数の警察雑誌や冊子・単行本に、法の概要や問題点さらには職権職務についての論文・解説を発表した<sup>14)</sup>。その中で第6条は例えば「単に注意的に、警察官の立入り権を明示したものであって、警察官に新たな権限を付与するものではない」と述べられている〔外勤警察研究会 1961:58〕。

このように警官の家庭への立ち入りは消極的にとどまるかに見えたが、実際には1か月で221件（うち家族の連絡193件）〔日本経済新聞 1961.8.23〕、1年間では4231件（同3209件）を数えた〔伊勢新聞 1962.7.20〕。これは衆院地方行政委員会での警察庁長官柏村信雄答弁「従来の警職法第6条第1項に基づいて住居内に警察官が入っていった必要な措置を取るといような事例は、私は今まであったことを聞いておりません」〔国立国会図書館:38-衆-地方行政委員会32号008〕から比較すると、格段の効果があったといえる。また情報収集や報告義務の徹底を通達している三重県警で保護人数が1147人に上るなど実績を上げたところもあった〔防(防)発第282号 1961:2-3〕〔伊勢新聞 1962.8.8〕。

しかし1962年10月東京都で迷惑防止条例が制定され、それに追随して各県も条例制定に動く〔長野県警察本部刑事部防犯課 1965:40〕、各警察は公衆に迷惑

をかける酩酊者の保護の根拠を条例にシフトした。結果、警察にとって家庭への立ち入りというやっかいな問題をはらんだ第6条も顧みられなくなり、やがて忘れ去られていった。

## 2.3. 法のその後

両議院の附帯決議の1つ「酩酊者の保護・収容・治療施設の予算措置を講ずること」を受け、市川は法案成立直後の27日参議院予算委員会でアル中患者治療施設設置等を質問〔国立国会図書館:38-参-予算委員会28号〕。懇談会も6月8日、法運用に関して関係大臣に要望書を提出した〔婦人界展望 1961.7:6〕。そして1963年10月15日国立久里浜病院にアルコール中毒病棟が開棟。開棟式には懇談会から市川・藤原道子、矯風会から久布白落実・桑野千代らが出席。21日には懇談会・厚生省・警察庁・久里浜病院河野精神科・日本禁酒同盟・矯風会が施設の運営について協議した〔婦人展望 1963.11:3〕。

矯風会は、桑野が1948年排酒部長に就任以来、排酒運動を推進し〔日本キリスト教婦人矯風会 1986:909〕、法制定にも積極的に関わってきた。1961年5月からは酒害相談所開設、1962年矯風会全国大会では「酩酊者規制法」の適用強化を要望した〔前掲書:912, 933〕。また法の記念となる節目毎に集会・講演会等を中心となって開催した〔婦人新報 1966.6〕〔同 1971.8, 9〕（表1参照）。しかし桑野らの熱意と婦人議員たちとの間には、次第に温度差が生じ始める。「5周年記念の集い」直後には「売春防止法10周年記念大会」が控えていたし〔婦人展望 1966.6:8-9〕、「10周年記念集会」直前には参議院選挙東京地方区で市川が落選し祝典どころではなかった〔朝日新聞 1971.7.2〕。

懇談会の主眼はあくまでも売春防止だった。事実、酔っぱらい防止法公布直後の6月7日には、懇談会メンバーを発議者として売春防止法改正案が提出されている〔婦人界展望 1961.6:9〕。その後もモーター、トルコ風呂と手を変え品を変え出てくる売春の業態に対し、懇談会は法改正も含めその対策に追われることとなった。それに対し、酔っ払い防止法は制定後一度も見直されることなく、六法全書の片隅に留め置かれることになった。そして女性に関する暴力に関して言えば、西船橋駅転落死事件<sup>15)</sup>、政府の男女共同参画審議会「女性に対する暴力部会」などで、稀に取り上げられるのみとなってしまった。

### 3. 考察

#### 3.1. 法および駆け込み施設構想の再評価

酔っ払い防止法は、日本で超党派の婦人議員により成立した最初の議員立法である。男性から暴力を受ける女性を守るため、女性が起ち上がり立法に至った最初の事例である<sup>16)</sup>。当時、ジェンダー、DV、セクハラ概念がなかったにもかかわらず、暴力から女性を守るべく様々な方策を盛り込んだ。そして「法は家庭に入らず」が支配的だった時代に、警察官の家庭への立ち入りも条文として入れる画期的なものだった。

一方、従来、婦人相談所の一時保護事業がシェルター機能を果たすようになったのは1960年代以降とされてきたが、今回の調査で、少なくとも1950年代後半から始められていることがわかった。そしてその実態が女たちを動かし、中野を中心とする婦人駆け込み施設構想を生んだ。欧米のシェルター運動の10年以上前のことである。現代のシェルター運動とほぼ変わらない問題認識を多く持ち、対応を考えていたことは評価に値する。

その他、矯風会など婦人団体も含め、これら1958年から1960年代初頭にかけての女性たちのムーブメントは、ゆのまゑが提唱した1975年から1980年代初期の「第一次反DV運動」に先駆けた「反DV運動萌芽期」と捉えることができる。

#### 3.2. 法の限界

しかし、酔っ払い防止法にはいくつかの限界があった。

第1には、成立過程で警察や各党派の思惑を受け入れ、内容が形骸化していったことである。懇談会はその前身である衆参婦人議員団で、売春等処罰法案をめぐる分裂をきっかけに活動停止という経験をしていた[東京都民生局婦人部福祉課 1973:34]。その二の舞を恐れ、法案を通すことを最重視したため、ついには「ザル法」となってしまったのではないかと。また政治的駆け引きかもしれないが、男性議員に対し「遠慮は美德」という女ジェンダーが（現代の視点で見ると）必要以上に働き、譲歩を重ねた感もある<sup>17)</sup>。さらに婦人議員によっては十分な議員スキルを未だ持たず、男性議員にやり込められたり、答弁で法制局や警察庁の担当官を頼ったりする様子がうかがえた<sup>18)</sup>。先駆けの

宿命とはいえ、このような様々な理由で、法は成立前にすでに骨抜き同然の状態であったといえる。

第2に、2.3.で述べたように、婦人議員たちの主眼が売春防止にあったことである。後に市川は「婦人議員団は売春問題を解決するためにできたようなもの」と語っている[前掲書:24]。その後身である懇談会もその精神を引き継いでいたことは想像に難くない。議員団の再スタートを飾り、今度こそ分裂を避けたいという団結の象徴として、酔っ払い防止法は是が非でも成立させる必要があった。そしてそれが形となると、改正も行われず、女性に対する暴力としてより眼に見える売春防止に戻っていったのではないかと。

第3には、DV・セクハラ以前にジェンダー概念もなく、女性全体の問題となりえなかったことである。ゆのまゑの「第一次反DV運動」は離婚にまつわるDVが主だったが、本事例では暴力は酒が原因と考えられていた。またきっかけとなった父殺し事件が貧困地域で発生したため、暴力はどの女性の上にも起こりうるという認識がなかった。戒能が示した19世紀イギリスの夫の暴力問題[戒能 2002:11-12]と全く同じ認識であった。懇談会の山口でさえも「貧しければ貧しいほど、非インテリは非インテリほど酒の犯罪を起こしやすい」と述べている[週刊アサヒ芸能 1960:22]。さらに「第一次反DV運動」同様、東京中心の動きに留まっていたと思われ<sup>19)</sup>、かつDV法制定・改正時のような当事者の動きも見受けられなかった。

第4に、法案を作成する法制局や法を執行する警察が男性社会であったことが挙げられる。当時法制作業に関わった課長の長谷川・安達正、委員会で答弁に当たった部長の腰原仁、記録から確認できる限りすべて男性であった<sup>20)</sup>。『参議院法制局五十年史』の幹部職員リスト(課長以上)によれば、法制局創設から1998年まで女性名は見当たらない[参議院法制局 1998:27-39]。また国家公務員採用上級試験の法律区分での合格者も、1958年1人、1959年3人、1960年甲種1人・乙種0人と僅かである[婦人界展望 1958.10:14][同 1959.11:15][同 1960.12:7]。婦人議員による議員立法とはいえ、実際に条文を編む立法のプロが男性ばかりでは自ずと限界が見えていた。警察もそれは同様であった。1946年GHQの示唆により全国で華々しくデビューした婦人警察官であったが、「婦人警察官制度要綱」で定員は3%以内に抑えられ、職務内容も男子警察官の補助にすぎなかった[牧野雅子 2006:144-145]。婦人警察官

は、家庭への立ち入りを受け持つ外勤に関わることもできず、関わったとしても第6条執行の権限まで持たせてもらうことができたか疑わしい。

第5には、マスコミの多くが男性目線で語られたことである。父殺し事件、婦人駆け込み施設構想はともかく、酔っ払い防止法に関しては特に、センセーショナルまたは揶揄的な取り上げが多く、被害者の視点で、真剣に語られることが少なかった。マスコミが今日以上に男性社会であったことが、如実に反映された結果であると考えられる。

以上のことから、酔っ払い防止法は、その成立過程においても執行過程においても、さまざまな限界があったものと考えられる。そしてこれらの限界を超えるには、ジェンダー、DV、セクハラなどの概念の輸入を待たなければならなかった。

\* \* \*

DV法が成立してから8年（そして酔っ払い防止法が成立してから48年）を経過した今日、日本ではDV法やDV防止運動に対する逆風が顕著である。「犬も吠えない夫婦喧嘩」がDVにされる、DV法は日本の伝統文化を破壊する、外国の問題であるDVを国連の指示で日本も受け入れた、など。これらの誤解を解くため、日本でも古来よりDVがあった歴史、暴力を受けあるいは暴力に抗した女たちの歴史を掘り起こし、積み重ね、科学的に突きつけていかねばならない。本研究をもとにDVの歴史的研究がさらに進み、かつ筆者自身もその一翼を担えることを願い、論を閉じたい。

#### 〈注〉

- 1) 当時の「婦人議員」「婦人保護」「衆参婦人議員懇談会」などは、歴史的用語として位置づけ、「婦人」のまま使用する。
- 2) 婦人議員の中でも「酔っ払い取締法」「酔っ払い規制法」「酔いどれ法案」など呼び方は様々だった。その他、マスコミは「トラ退治法」「トラ狩り法案」、矯風会や警察は「酩酊者規制法」（さらに省略して「酩酊法」）など、略称が多岐にわたっている。なお、漢字・かな表記も、資料・文献により「酔っ払い」「酔払い」「酔っぱらい」「よっぱらい」とまちまちであるため、引用する部分では原則そのまま用い、本文の表現は「酔っ払い」を使用する。
- 3) 婦人議員提案廃案後、政府（または他党・他議員）提案が可決となった事例を除く。
- 4) 五十嵐富夫 1989『駈込寺—女人救済の尼寺』塙新書、を参照されたい。
- 5) 「バタ屋部落」とは廃品回収業者が集住したスラム街。「日雇い人夫」とも当時使用された言語として、本文ではそのまま使用する。
- 6) 母の名前。記事では実名。
- 7) 「婦人議員クラブ」結成当時、市川は議員ではなかったが、結成に尽力している。
- 8) いわゆる「国会内キス事件」である。しかし山下は、懇談会及び法提案に婦人議員で唯一最後まで参加しなかった。
- 9) しかしこのインタビューが活字になる頃、計画の実現は無理との結論が出ていた。
- 10) 毎日新聞1960.1.5によれば、代わる予算要求として「民間更生施設を転用し民間委託の形式で、とりあえず2ヵ所を4月から発足。収容力100人。保育室や職業補導施設設置。子供は施設の職員が付き添って登下校。」の計画が出された。この計画が議会を通過し執行されたかどうかは不明。今後の調査の課題である。
- 11) 例えば社会党系といわれる『婦人民主新聞』は、この時期、酔っ払い防止法について一切記事を掲載せず、政暴法反対に紙面の多くが割かれていた。
- 12) 言うまでもなく、暴力を受ける側（多くは女性）の権利ではなく、酒を飲んで暴力を振るう側（多くは男性）の権利である。
- 13) 警察庁・国家公安委員会・国立公文書館・国立国会図書館に白書は残っておらず、正式名称も不明である。またかなり後に、信濃毎日新聞がコラムとして取り上げている例がある〔信濃毎日新聞夕1963.4.10〕。
- 14) 論文については一々列記しないが、国立国会図書館支部警察庁図書館編 1965『警察関係雑誌記事索引（昭和20-39年）』82-83を参照されたい。
- 15) 1986年、西船橋駅で酔った男性に絡まれた女性が相手を突いたところ、相手が線路に転落、死亡した。性的嫌がらせを訴え、女たちが支援。無罪となった。
- 16) 世界初かどうかは今後の研究課題である。1.2.（1）のイギリス19世紀法改革時、英国会には婦

人議員はいなかった（イギリス婦人参政権獲得1918年）。

- 17) 例えば毎日新聞夕1960.4.24の山口シヅエ、近藤鶴代コメントなど。
- 18) 参議院地方行政委員会1961.4.27、衆議院地方行政委員会1961.5.18, 19会議録。
- 19) 例えば伊勢新聞は父殺し事件の報道は全くなく、法成立1か月前の4月12日からようやく報道が始まっている。
- 20) 第3回懇談会出席の田中課員のみ、人物・性別が特定できなかった。

#### <引用文献・参考文献>

- 赤松常子編集委員会 1977 『雑草のようにたくましく赤松常子の足あと』 赤松常子顕彰会
- 朝日新聞社 1958-71 『朝日新聞縮刷版』 朝日新聞社
- 防(防) 発第282号 1961 「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律の運用方策について(例規通達)」 三重県警察本部長
- 婦人民主クラブ 1982 『婦人民主新聞縮刷版』 第3巻 婦人民主クラブ
- 外勤警察研究会編 1961 『酔っぱらい規制法』 日刊労働通信社(市川房枝記念会婦選会館図書室所蔵)
- 波田あい子・平川和子 1998 『シェルター—女が暴力から逃れるために—』 青木書店
- ジル＝ヘイグ、エレン＝マロス(堤かなめ監訳) 2009 『ドメスティック・バイオレンス—イギリスの反DV運動と社会政策—』 明石書店(Gill Hague and Ellen Malos, 2005 Domestic Violence: Action for Change, Third Edition)
- 長谷川喜博 1961a 「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律—その立案から制定まで」『法律時報』 第33巻第7号:70-76 日本評論新社
- 長谷川喜博 1961b 「いわゆる酔っぱらい取締法について」『法律のひろば』 第14巻第7号:33-37ぎょうせい
- 林千代 2008 『「婦人保護事業」五〇年』 ドメス出版
- 市川房枝 1958 「私の国会報告」 第6号:11(縫田擘子編1992 『復刻・私の国会報告』 35-50 市川房枝記念会出版部 に再録)
- 市川房枝編 1958-62 『月刊雑誌・婦人界展望』 婦人問題研究所
- 市川房枝編 1963 『月刊・婦人展望』 婦選会館出版部
- 市川房枝 1974 『市川房枝自伝・戦前編』 新宿書房
- 伊勢新聞 1961-62 (マイクロフィルム)
- 岩本美砂子 1997 「女のいない政治過程—日本の55年体制における政策決定を中心に」『女性学』 第5巻:8-39 日本女性学会
- 戒能民江 2001 「DV防止法の成立」『ドメスティック・バイオレンス防止法』 3-76 尚学社
- 戒能民江 2002 『ドメスティック・バイオレンス』 不磨書房
- 警察庁乙保発第10号 1961 「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律の施行について(通達)」警察庁次長
- 児玉勝子 1985 『覚書・戦後の市川房枝—市川房枝伝・戦後編』 新宿書房
- 小島和夫 1979 『法律ができるまで』 ぎょうせい
- 国立国会図書館編 『国会会議録検索システム』 (データベース) 2009.6.24閲覧
- 小塩次次 1970 『日本禁酒運動の八十年』 日本禁酒同盟
- 久布白落実ほか編 1966-71 『婦人新報』 日本基督教婦人矯風会
- 熊坂隆光 1997 「話の肖像画」1 『産経新聞』 夕刊1997.9.12掲載
- 毎日新聞社 1958-61 『毎日新聞縮刷版』 毎日新聞社
- 牧野雅子 2006 「警察組織とジェンダー—『婦人警察官』『女性警察官』の歴史的考察」『ジェンダーと法』 No.3:144-159 日本加除出版
- 長野県警察本部刑事部防犯課 1965 『防犯標識—昭和39年長野県犯罪統計から』 長野県防犯協会連合会
- 奈良女性史研究会 2000 『女性の人権・ドメスティック・バイオレンス(DV)の学習から』 奈良女性史研究会
- 奈良女性史研究会 2001 『奈良女性史研究会2000 Vol. IV』 奈良女性史研究会
- 日本経済新聞社 1958-61 『日本経済新聞縮刷版』 日本経済新聞社
- 日本キリスト教婦人矯風会 1986 『日本キリスト教婦人矯風会百年史』 ドメス出版
- 南野知恵子ほか 2008 『詳解DV防止法2008年版』 ぎょうせい
- 参議院法制局 1998 『参議院法制局五十年史』 参議院法制局
- 信濃毎日新聞社編 『信濃毎日新聞アーカイブス』 (データベース) 2009.5.9閲覧
- 新潮社 1960 「来たれ女の復讐—トラ狩り法案を練る婦人議員」『週刊新潮』 1960.5.9号:28-34 新潮社

新日本婦人同盟 1946-53 『婦人有権者』 第1-8巻 新日本婦人同盟

田中輝好 2005 「長崎奉行所判決記録に見る江戸時代の酒乱と酒狂」『アディクションと家族』 第21巻4号:378-384 家族機能研究所

戸叶里子 1971 「国会議員25年」(1982 『戸叶里子』 戸叶里子刊行会 に再録)

徳間書店 1960 「酔っぱらうなのご意見なれど―不粹な法案・トラ狩り法のアレコレ」『週刊アサヒ芸能』1960.5.8号:20-23 徳間書店

東京都 1960 『東京都政概要1959』 東京都

東京都 1994 『東京都政五十年史・事業史Ⅲ』 東京都

東京都民生局婦人部 1961 『更生への指標(要保護女子更生指導事例集)』 東京都民生局婦人部(市川房枝記念会婦選会館図書室所蔵)

東京都民生局婦人部福祉課 1973 『東京都の婦人保護―売春防止法全面施行15周年記念』 東京都民生局婦人部福祉課

ゆのまえ知子 2001 「日本における先駆的反DV運動」戒能民江編著『ドメスティック・バイオレンス防止法』162-186 尚学社

(さとう・ゆかり 三重の女性史研究会会員)